新潟県公安委員会規則第4号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月12日

新潟県公安委員会

委員長 阿部隆

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改			改	正	前	
別表第2 <u>(第7</u>	条の3関係)_	別	表第2			
道 路 名	区間		道路	名	区	間
(略)			(略)		,	
一般県道南	長岡市千歳1丁目3番24から長岡		一般県道		長岡市千歳1丁目	3番24から長岡
長岡停車場	市高畑676番まで		長岡停耳	丰場	市高畑676番まで	
線			線			
一般県道黒	上越市大字黒井字土屋426番1か					
井停車場線	ら上越市大字黒井字土屋440番3					
	まで					
(略)			(略)		,	
一般県道大	上越市港町2丁目9番4から上越		一般県道	首大	上越市港町2丁目	9番4から <u>上越</u>
潟上越線	市大字黒井1835番まで		潟上越総	泉	市大字直江津字名	3古浦440番8 ま
					で	
			一般県道	首大	上越市港町2丁目	目536番5から上
			潟上越絲	泉	越市大字黒井1835	番まで
(略)			(略)			
一般県道寺	長岡市寺泊五分一字桐原2763番3		一般県道	首寺	長岡市寺泊五分-	一字桐原2763番
泊西山線	から <u>長岡市両高1956番</u> まで		泊西山絲	泉	3から長岡市東伊	录内字西保内111
					<u>番1</u> まで	
(略)			(略)			
一般県道岩	(略)		一般県道	首 <u>村</u>	(略)	
船港線			上神林紗	泉		
(略)			(略)			
市道西南 5	新潟市西区田島字野ノ内603番3		市道西南		新潟市西区田島宇	
-85号線	から新潟市西区中権寺字三倍2463		-85号線	泉	から新潟市西区中	唯寺字三倍2463
	番6まで				番6まで	
			市道東3		新潟市東区一日市	片600番3から新
			467号線		潟市東区一日市75	5番2まで
(略)			(略)			
市道山の下	新潟市東区古湊町1番3から新潟		市道山の	り下	新潟市東区古湊町	,
河渡線	市東区古湊町252番まで		河渡線		市東区古湊町252	
			市道東:		新潟市東区一日市	
			467号線		潟市東区津島屋8	丁目56番1まで

(略)			
市道新保裏	三条市新保字橋元276番1から三		
館線	条市東新保773番6まで		
市道諏訪田	三条市東新保758番7から三条市		
中割線	東新保690番2まで		
市道嵐南29	三条市曲渕3丁目1017番5から三		
3号線	条市曲渕3丁目965番1まで		
市道嵐南42	三条市東新保773番6から三条市		
5号線	東新保758番7まで		
(略)			
市道葛塚環	新潟市北区嘉山字嘉山865番2か		
状線	ら新潟市北区白新町3丁目112番		
	1まで		
(略)			
市道紫竹河	(略)		
<u>渡</u> 線			
(略)			
市道荻川新	新潟市秋葉区川口字乙578番10か		
津線	ら新潟市秋葉区川口字乙578番12		
	まで		
市道駅前中	村上市藤沢字腰廻84番2から村上		
央線	市下鍛冶屋字向屋敷212番まで		
(略)			

別記様式第1 (第4条、第6条関係)

 緊急自動車
 指定申請書

 道路維持作業用自動車(略)
 届出者

 申請者届出者
 住所

 氏名

 (略)

別記様式第3 (第4条、第6条関係)

 緊急自動車
 指定証

 道路維持作
 · 届 出

 業用自動車
 確認証

 (略)
 届出者 住所

 (略)

(略)	
市道新保技	三条市新保字橋元276番1から三
<u>郷</u> 線	条市東新保755番1まで
市道嵐南29	三条市東新保755番1から三条市
3号線	<u>東新保971番1</u> まで
(略)	1
市道葛塚環	新潟市北区嘉山字嘉山865番2か
状線	ら新潟市北区白新町3丁目112番
	1まで
市道笹山·	新潟市北区笹山字中山718番11か
東港線	ら新潟市北区横土居字新川前2199
	番10まで
(略)	
市道 <u>5号</u> 線	(略)
(略)	
市道荻川新	新潟市秋葉区川口字乙578番10か
津線	ら新潟市秋葉区川口字乙578番12
	まで

別記様式第1

 緊急自動車
 指定申請書

 道路維持作業用自動車(略)
 届出者

 (略)
 (時請者届出者)

 (略)
 氏名

(細則第4条、第6条)

別記様式第3

(細則第4条、第6条)

別記様式第4 (第4条、第6条関係)

別記様式第5 (第4条、第6条関係)

 緊急自動車
 指定証

 道路維持作
 · 届 出

 業用自動車
 確認証

 (略)
 届出者
 住所

 氏名

 (略)

別記様式第5の4 (第7条の2関係)

 駐車禁止除外指定車標章交付申請書

 (略)

 住所

 申請者 職業 (勤務先)

 氏名 (事業所名)

 (略)

 (注)

 1 (略)

 2 (略)

 3 (略)

別記様式第6の2 (第7条の5関係)

| E | 車 | 許 | 可 | 申 | 請 | 書 | (略) | 申請者 | 住所 | 氏名 | (略)

(略)

別記様式第4

<u>(細則第4条、第6条)</u>

別記様式第5

(細則第4条、第6条)

別記様式第5の4

 駐車禁止除外指定車標章交付申請書

 住所

 申請者 職業(勤務先)

 氏名(事業所名)
 ⑩

 (略)

 (注)
 1
 申請者が個人であるときは、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

 2
 (略)

 3
 (略)

 4
 (略)

(細則第7条の2)

別記様式第6の2

 駐車許可申請書

 (略)

 申請者住所 氏名

 (略)

備考 申請者が個人であるときは、氏名を記載し、 及び押印することに代えて、署名することが できる。

(細則第7条の5)

(略)

別記様式第7 (第12条の2関係) (略) 安全運転管理者に関する届出書 (略) 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 (略) (略) 注: 1~4 (略) 注: 1~4 (略) 別記様式第7の2 (第12条の2関係) 副安全運転管理者に関する届出書 (略) 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 (略) (略) 注: 1~4 (略) 別記様式第7の9 (第15条関係) 緊急自動車運転資格審査申請書 (略) (略) 緊急自動車 (略) の使用者氏名

備考 1 (略) 2 (略)

別記様式第7の10 (第15条関係)

緊急自動車運転資格記載申請書			
(略)			
			緊急自動車
の使用者	氏 名		
	(略) (略) 緊急自動車	(略) (略) 緊急自動車 (略)	

備考 1・2 (略)

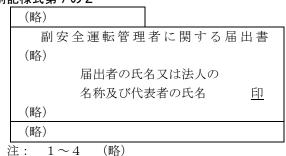
3 (略)

別記様式第8 (第19条関係)

旅客自動車の運転に関する 自動車教習所の指定申請書 (略) 住所 申請者 氏名

記様式第	§ 7	
(略)		
安	全運転管理者に関する届出書	
(略)		
	届出者の氏名又は法人の	
	名称及び代表者の氏名 印	
(略)		
(略)		
	(略) 安 (略) (略)	安全運転管理者に関する届出書 (略) 届出者の氏名又は法人の 名称及び代表者の氏名 <u>印</u>

別記様式第7の2



別記様式第7の9

1.1 H						
	緊急自動車運転資格審査申請書					
	(略)					
	(略)					
	緊急自動車	(略)				
	の使用者	氏名		印		

備考 1 (略)

2 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公 印を用いること。

<u>3</u> (略) (細則第15条)

別記様式第7の10

Ē	記録式第1000				
	緊急自動車運転資格記載申請書				
(略)					
	(略)				
	緊急自動車	(略)			
	の使用者	氏名		印	

備考 1・2 (略)

3 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公 印を用いること。

4 (略)

(細則第15条)

別記様式第8

旅客自動車の運転に関する 自動車教習所の指定申請書 (略) 住所 申請者 (EII) 氏名

(略)

備 考 <u>添付書類欄には、添付する書類名</u> を記載すること。 (略)

備考

- 1 申請者が個人であるときは、氏名を 記載し及び押印することに代えて、署 名することができる。
- 2添付書類欄には、添付する書類名を記載すること。

(細則第19条)

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。